

兵庫県公報

平成24年6月8日 金曜日 第2395号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 土地改良区営土地改良事業の施行認可（同）	3
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	10
公 告	
○ 平成24年兵庫県功労者表彰（秘書課）	10
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	16
○ 随意契約の相手方等の公示（災害対策課）	16
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	17
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	18
○ 平成25年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施（県立農業大学校）	20

告 示

兵庫県告示第721号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 名 称 | 甲南病院 |
| | 所在地 | 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 |
| | 認定年月日 | 平成24年3月3日 |
| | 認定の有効期限 | 平成27年3月2日 |
| 2 | 名 称 | 野木病院 |
| | 所在地 | 明石市魚住町長坂寺1003番地の1 |
| | 認定年月日 | 平成24年3月31日 |
| | 認定の有効期限 | 平成27年3月30日 |

3 名 称 服部病院
 所 在 地 三木市大塚218番地の3
 認 定 年 月 日 平成24年5月20日
 認定の有効期限 平成27年5月19日



兵庫県告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市寺谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 岡 忠	神戸市西区櫛谷町寺谷839番地の2
同	高 尾 和 幸	同 市同区櫛谷町寺谷313番地
同	高 尾 隆	同 市同区櫛谷町寺谷321番地の2
同	福 山 忠 夫	同 市同区櫛谷町寺谷1006番地の1
同	藤 本 正 晴	同 市同区櫛谷町寺谷303番地
同	藤 本 昭 宏	同 市同区櫛谷町寺谷302番地
同	高 尾 淳	同 市同区櫛谷町寺谷888番地の2
同	増 田 克 己	同 市同区櫛谷町寺谷100番地
監 事	森 本 努	同 市同区櫛谷町寺谷407番地
同	山 口 聡	同 市同区櫛谷町寺谷1026番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	高 尾 和 幸	神戸市西区櫛谷町寺谷313番地
同	山 口 聡	同 市同区櫛谷町寺谷1026番地
同	藤 本 昭 宏	同 市同区櫛谷町寺谷302番地
同	高 尾 淳	同 市同区櫛谷町寺谷888番地の2
同	藤 本 雅 洋	同 市同区櫛谷町寺谷431番地
監 事	福 山 忠 夫	同 市同区櫛谷町寺谷1006番地の1
同	増 田 克 己	同 市同区櫛谷町寺谷100番地

2 栗栖土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 川 清	たつの市新宮町牧172番地
同	香 山 年 明	同 市新宮町時重72番地
同	藤 綱 勝 美	同 市新宮町鍛冶屋516番地 1
同	古 川 義 春	同 市新宮町福栖647番地
同	藤 原 操	同 市新宮町能地344番地
同	阿 曾 辰 美	同 市新宮町大屋181番地
同	井 伊 仁 明	同 市新宮町平野425番地 1
監 事	春 名 和 美	同 市新宮町栗町975番地
同	長 井 泰 男	同 市新宮町千本1855番地 1
同	塩 谷 晃 正	同 市新宮町芝田288番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 川 清	たつの市新宮町牧172番地
同	馬 場 俊 治	同 市新宮町牧 2 番地 1
同	藤 綱 勝 美	同 市新宮町鍛冶屋516番地 1

同	岸井和義	同	市新宮町能地244番地
同	藤原操	同	市新宮町能地344番地
同	阿曾辰美	同	市新宮町大屋181番地
同	井伊仁明	同	市新宮町平野425番地1
監事	大見末三	同	市新宮町栗町958番地1
同	大柿博司	同	市新宮町千本475番地
同	塩谷晃正	同	市新宮町芝田288番地

3 玉瀬土地改良区

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	下西利夫	宝塚市玉瀬字樋口15番地
同	林五郎	同 市玉瀬字林下5番地
同	小東善一	同 市玉瀬字新開18番地
同	中井二	同 市玉瀬字下池垣内6番地
同	後中優	同 市玉瀬字新開3番地
同	前中稔	同 市玉瀬字甚太夫垣内14番地
同	前坂卓	同 市玉瀬字津賀1番地
同	乾利弘	同 市玉瀬字広畑13番地
同	前西守	同 市玉瀬字タワ19番地
監事	森脇保仁	同 市玉瀬字牛クラヒ26番地
同	今中逞	同 市玉瀬字甚太夫垣内37番地の2
同	西脇聰	同 市玉瀬字甚太夫垣内35番地

4 東芦田土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
監事	長井一巳	丹波市青垣町東芦田1027番地

就任役員

役員区分	氏名	住所
監事	細見宏三	丹波市青垣町東芦田1385番地



兵庫県告示第723号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市櫛谷中土地改良区	平成24年5月17日
神戸市八多土地改良区	同
太田土地改良区	同
上八木土地改良区	平成24年5月18日



兵庫県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の施行を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
夜久野高原土地改良区	土地改良区単独土地改良事業（非補助）	宮地区	平成24年 5 月10日



兵庫県告示第725号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 6 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町竹田字糸城1971の1から1971の3まで、1971の10、1971の12、1972、宇細谷1994、1995、1996の1、1997の1、1997の2、字摺鉢2021、2022の1、2022の2、2022の4
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第726号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 6 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区村岡字空山3529の58
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第727号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区村岡字空山3529の6、3529の59、3529の60（次の図に示す部分に限る。）、3529の61から3529の65まで、3529の67
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第728号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区寺河内字小畑830の2、830の17から830の19まで、830の21、830の23、830の25
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第729号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区寺河内字小畑830の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第730号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区原字阿シ谷517の1、517の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第731号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区原字阿シ谷516（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第732号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字本谷奥1128、1128の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第733号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字本谷奥1190の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第734号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字本谷奥1157の1、1157の3、1157の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第735号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区境字クスミ480、496、497

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第736号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区境字後山249の2

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊

岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区原字阿シ谷516（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第738号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（基準点測量）
- (2) 作業期間
平成24年5月1日から同年7月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市長洲中通地域及び北城内地域
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成24年5月7日から同年6月29日まで
- (3) 作業地域
尼崎市昭和通7丁目ほか



兵庫県告示第739号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点2点、3級基準点4点設置）
- 2 作業期間
平成24年1月18日から同年3月23日まで

3 作業地域

神戸市西区平野町西戸田地先から神出町小東野地先まで



兵庫県告示第740号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路台帳附図データ作成）

2 作業期間

平成23年8月25日から平成24年3月27日まで

3 作業地域

姫路北バイパス（相野ランプ～下伊勢ランプ間）及び相生有年道路（相生市入野地先）



兵庫県告示第741号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）

2 作業期間

平成23年11月1日から平成24年3月31日まで

3 作業地域

神戸市北区鈴蘭台西町一丁目から三丁目まで及び鈴蘭台南町一丁目から三丁目までの地域



兵庫県告示第742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年6月8日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年6月8日から2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西宮豊中線	西宮市高松町540番3から 同市高松町538番まで	旧	17.0から 24.0まで	31.0	
		新	22.0から 23.0まで	31.0	

公 告

平成24年兵庫県功労者表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、平成24年兵庫県功労者として平成24年5月3日に次の者を表彰した。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

県勢高揚功労（4名）

乾 由 明	前兵庫陶芸美術館長	西宮市 東京都渋谷区
竹 下 景 子	俳優	((株) アイ・バーグ マン)
帖 佐 寛 章	日本陸上競技連盟顧問	千葉県船橋市
平 松 一 夫	神戸マラソン実行委員会顧問 前行財政構造改革審議会会長	宝塚市

県政功労（10名）

藤 井 訓 博	兵庫県議会議員	神戸市北区
正 木 靖 子	兵庫県労働委員会会長代理	宝塚市
塚 本 晴 之	兵庫県労働委員会委員	神戸市垂水区
安 永 正 昭	兵庫県収用委員会会長	神戸市西区
錦 織 成 史	元兵庫県情報公開審査会会長	京都市左京区
天 野 和 彦	兵庫県東播磨保健医療圏域感染症診査協議会委員長	神戸市東灘区
仁 科 義 昌	兵庫県公害審査会会長	神戸市東灘区
和 田 安 彦	元兵庫県産業廃棄物審議会会長	奈良市
小 谷 通 泰	兵庫県国土利用計画審議会会長	京都市北区
荏 原 明 則	元兵庫県大規模小売店舗等立地審議会会長	神戸市灘区

自治功労（22名）

辻 重五郎	丹波市長	丹波市
江 川 隆 生	元尼崎市副市長	尼崎市
藤 原 茂	前市川町副町長	神崎郡市川町
佐々木 正 章	兵庫県行政書士会理事	明石市
藤 原 武 光	神戸市議会議員	神戸市垂水区
吉 田 基 毅	神戸市議会議員	神戸市灘区
谷 内 敏	姫路市議会議員	姫路市
田 村 征 雄	尼崎市議会議員	尼崎市
田 中 渡	元西宮市議会議員	西宮市
小 松 茂	洲本市議会議員	洲本市
吉 井 健 二	伊丹市議会議員	伊丹市
岡 満 夫	豊岡市議会議員	豊岡市
名 生 昭 義	加古川市議会議員	加古川市
北 山 照 昭	宝塚市議会議員	宝塚市
森 元 清 蔵	加西市議会議員	加西市
登 里 伸 一	南あわじ市議会議員	南あわじ市
坪 内 一 由	朝来市議会議員	朝来市
東 豊 俊	宍粟市議会議員	宍粟市
木 村 圭 二	稲美町議会議員	加古郡稲美町
佐 野 芳 彦	太子町議会議員	揖保郡太子町
沖 正 治	上郡町議会議員	赤穂郡上郡町
矢 内 作 夫	佐用町議会議員	佐用郡佐用町

青少年育成功労（4名）

久 保 敏 門	兵庫県スポーツ少年団副本部長	たつの市
澁 野 敏 彦	日本ボーイスカウト兵庫連盟学識経験理事	川西市
武 田 寿 子	神戸YMCA理事長	西宮市
山 口 徹	前兵庫県青少年団体連絡協議会会長	神戸市灘区

女性活動功労（11名）

井 関 弘 子	元篠山市愛育会会長	篠山市
上 坂 泰 代	兵庫県いずみ会理事	芦屋市

小野 愛子	神戸市婦人団体協議会垂水区連合婦人会会長	神戸市垂水区
神定 靖子	元兵庫県更生保護女性連盟理事	神戸市北区
中上 和美	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会理事	たつの市
中村 貞子	兵庫県連合婦人会理事	伊丹市
中村 千恵子	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会理事	美方郡香美町
西馬 きむ子	兵庫県生活研究グループ連絡協議会会長	神戸市西区
本多 春代	兵庫県漁協女性部連合会副会長	たつの市
前川 久美	篠山地区更生保護女性会会長	篠山市
渡邊 百合	前神戸商工会議所女性経営者倶楽部会長	神戸市東灘区
文化功勞（7名）		
足立 輝代	声楽家	西宮市
来住 しげ樹	西脇市岡之山美術館長	西脇市
竹田 隆	兵庫県日本画家連盟常任理事	加古川市
前田 章次	兵庫県写真作家協会最高顧問	神戸市中央区
明珍 宗理	手かじ工	姫路市
和田 絵衣子	エッセイスト	西宮市
和田 行雄	兵庫県美術家同盟副代表	神戸市東灘区
地域活動功勞（19名）		
大辻 正忠	神戸市老人クラブ連合会理事長	神戸市兵庫区
久保 峰子	明石市保健衛生推進協議会会長	明石市
篠谷 力夫	但馬文化協会会長	豊岡市
藤本 トシエ	西宮コミュニティ協会副理事長	西宮市
本家 恒雄	阪神南文化振興団体連絡協議会会長	尼崎市
宮武 光則	西播磨文化協会連絡協議会副会長	たつの市
八尾 博司	丹波文化団体協議会副会長	丹波市
岡田 榮介	郵便局株式会社神戸橋郵便局長・前兵庫県神戸市東部地区連絡会地区統括局長	神戸市中央区
亀野 義詮	前加東市国際交流協会会長	加東市
清川 とし子	前南淡路生活研究グループ連絡協議会会長	南あわじ市
後藤 繁雄	姫路地域農産物直売所連絡協議会会長	姫路市
佐藤 和弘	神戸市子ども会連合会副会長	神戸市西区
永田 文也	こころ豊かな美しい阪神北推進会議会長	伊丹市
難波 百合子	中播磨地区商工会女性部連絡協議会会長	姫路市
伊藤 紀美子	神戸日豪協会副会長	神戸市東灘区
中川 博雄	但馬長寿の郷応援隊まごころクラブ会長	養父市
福井 敬朗	西脇点訳友の会会長	多可郡多可町
小川 マツ	統計調査員	神戸市西区
谷殿 展世	統計調査員	西宮市
教育功勞（19名）		
渥美 茂明	兵庫教育大学大学院教授	神戸市北区
井上 勝雄	関西学院大学名誉教授	宝塚市
大橋 健一	明石工業高等専門学校教授	神戸市西区
澤内 崇	神戸女学院大学教授	宝塚市
志野木 正樹	神戸薬科大学教授	神戸市西区
瀬口 和義	武庫川女子大学教授	神戸市西区
樋口 保成	神戸大学大学院教授	宝塚市
山田 信義	大手前大学教授	神戸市垂水区
裏井 勝也	三田学園中学校・高等学校副校長	三田市
田中 孝	前小林聖心女子学院中・高等学校教頭	宝塚市
前田 悦男	八幡学園理事長	神戸市灘区

増 田 史 郎	神戸星城高等学校教諭	神戸市須磨区
松 浦 明 生	六甲中・高等学校校長	神戸市長田区
水 野 雄 二	神戸YMCA学院専門学校校長	神戸市垂水区
水 正 忠 幸	兵庫県播磨高等学校教頭	姫路市
明 貝 繁	武庫川女子大学附属中・高等学校教頭	大阪府泉南郡田尻町
横 内 義 雄	元芦屋学園高等学校教諭	川西市
吉 田 任 利	柳学園高等学校校長	洲本市
頼 泰 博	前園田学園中・高等学校副校長	神戸市東灘区
防災功劳（6名）		
荒 井 勲	ひまわりの夢企画代表	神戸市垂水区
石 東 直 子	石東都市環境研究室主宰	神戸市垂水区
辻 信 一	環境緑地設計研究所統括研究員	神戸市東灘区
中 林 一 樹	明治大学政治経済学研究所特任教授	神奈川県大和市
林 敏 彦	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	神戸市東灘区
細 見 賢 治	アリオいたみ自主防災会会長	伊丹市
消防功劳（6名）		
井 内 進	尼崎市消防団団長	尼崎市
梅 元 義 昭	前姫路市姫路西消防団団長	姫路市
橘 剛 司	稲美町消防団団長	加古郡稲美町
長 岡 健 美	豊岡市日高消防団団長	豊岡市
村 上 正 彦	前神戸市消防司監	神戸市須磨区
野 草 信 次	前尼崎市消防正監	尼崎市
福祉功劳（22名）		
足 立 九一郎	丹波市社会福祉協議会会長	丹波市
大 谷 武	兵庫県視覚障害者福祉協会理事	相生市
岡 田 和 隆	兵庫県身体障害者福祉協会理事長	朝来市
岡 田 徹 也	兵庫県遺族会常任理事	加古川市
小 川 美知子	兵庫セルフセンター理事長	西宮市
堤 壽 恵	兵庫県傷痍軍人会評議員	尼崎市
福 田 和 臣	元兵庫県知的障害者施設協会副会長	赤穂郡上郡町
三 澤 泰 士	兵庫県老人クラブ連合会会長	洲本市
宮 脇 テル子	兵庫県肢体不自由児協会父母の会連合会副会長	神戸市須磨区
井 上 裕 子	津田このみ保育園園長	姫路市
柴 田 暁 子	東栗栖保育園園長	たつの市
田 島 豊 美	前みどり保育所施設長	多可郡多可町
西 井 秀爾郎	養護老人ホーム鶴林園施設長	加古川市
恒 田 貴 美	民生委員・児童委員	宝塚市
廣 田 千代子	民生委員・児童委員	神戸市垂水区
古 川 健 造	民生委員・児童委員	西宮市
堀 内 史 子	民生委員・児童委員	尼崎市
増 井 淨 見	民生委員・児童委員	赤穂郡上郡町
安 原 玲 子	民生委員・児童委員	神戸市灘区
瀬 戸 房 子	保護司	姫路市
藤 井 進 一	保護司	神戸市北区
増 田 耕太郎	人権擁護委員	高砂市
健康功劳（12名）		
伊 藤 英 俊	兵庫県歯科医師会副会長	神戸市東灘区
井 上 正 司	養父市医師会会長	養父市
上 田 通 明	香美町国民健康保険小代診療所管理者	美方郡香美町
小野寺 芳 伸	加西市医師会会長	加西市

島谷俊秀	兵庫県歯科医師会常務理事	神戸市須磨区
田中良樹	兵庫県医師会常任理事	神戸市東灘区
渡邊志伸	兵庫県医師会理事	神戸市灘区
大村武久	兵庫県民間病院協会理事	大阪府吹田市
北川忠司	兵庫県鍼灸マッサージ師会垂水地区会長	神戸市垂水区
高野守秀	兵庫県精神科病院協会理事	神戸市北区
花田進	前兵庫県精神神経科診療所協会会長	神戸市垂水区
平澤一男	兵庫県医薬品小売商業組合副理事長	神戸市西区
生活消費功勞（9名）		
坂本龍三	兵庫県クリーニング生活衛生同業組合副理事長	神戸市須磨区
下村壽男	前兵庫県食鳥肉販売業生活衛生同業組合理事長	神戸市東灘区
鈴木一雄	兵庫県麺類食堂業生活衛生同業組合専務理事	明石市
谷敏男	南但食品衛生協会会長	養父市
新見達夫	兵庫県喫茶飲食生活衛生同業組合副理事長	神戸市長田区
細川隆肆	兵庫県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長	伊丹市
秋田廣子	阪神地区消費者協会連合会理事	尼崎市
大西かほる	兵庫県消費者団体連絡協議会会計理事	丹波市
前田加津枝	西播磨消費者団体連絡協議会副会長	相生市
産業振興功勞（26名）		
浅井昌信	龍野商工会議所会頭	たつの市
家次恒	神戸商工会議所副会頭	神戸市北区
井上博文	姫路市商工会会長	姫路市
岡田重明	元但東町商工会会長	豊岡市
千石唯司	加西商工会議所会頭	加西市
蓮沼亮三	西宮商工会議所副会頭	西宮市
松本浩一	加古川商工会議所副会頭	加古川市
溝畑敏樹	篠山市商工会会長	篠山市
三渡圭介	宍粟市商工会会長	宍粟市
小田尚	元兵庫県鞆卸商業組合理事長	豊岡市
曹英生	兵庫県商店街振興組合連合会常任理事	神戸市中央区
高畑俊一	兵庫県電機商業組合理事長	西宮市
西谷信次	兵庫県小売酒販組合連合会常務理事	たつの市
西村友義	兵庫県銃砲火薬商業組合理事長	加東市
林祝雄	兵庫県商店連合会副会長	明石市
松本孝一	宝塚市国際観光協会会長	宝塚市
横山隆史	兵庫県写真材料商協同組合理事	三木市
青山哲夫	日本ケミカルシューズ工業組合理事	神戸市長田区
井上猛	兵庫県手延素麺協同組合代表理事	姫路市
鶴井孝文	神戸市機械金属工業会理事	神戸市垂水区
中柴良夫	協同組合尼崎工業会理事	大阪市西淀川区
西河紀男	元兵庫工業会副会長	神戸市東灘区
本田武義	姫路酒造組合理事長	姫路市
松田博幸	神戸鉄工団地協同組合理事	神戸市西区
丸山恒生	前播州織産元協同組合理事長	西宮市
宮坂榮	兵庫県計量協会副会長	神戸市北区
労働・技能功勞（8名）		
山名幸一	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長代理	姫路市
吉田長生	兵庫県経営者協会理事	小野市
上野庄一郎	兵庫県洋菓子協会副会長	神戸市中央区
中嶋和秀	兵庫県表具内装組合連合会副会長	神戸市兵庫区

西村俊鋪	兵庫県杜氏組合連合会副会長	養父市
藤森久嘉	兵庫県写真技能士会会長	姫路市
水田孝司	兵庫県板金工業組合理事長	養父市
山口照雄	前兵庫県印章彫刻技能士会会長	尼崎市
国際協力功勞（10名）		
アンドレ・J・コアントロー	ル・コルドン・ブルー・インターナショナル会長	フランス共和国
ヴァンサン・エブレ	セーヌ・エ・マルヌ県議会議員	フランス共和国
汪洋	中国共産党広東省委員会書記	中華人民共和国
グエン・ミン・チエット	前ベトナム社会主義共和国国家主席	ベトナム社会主義共和国
ジャン・クロード・ルッシュ	アヴェロン県議会議員	フランス共和国
鄭祥林	前在大阪中華人民共和国総領事	ブルネイ・ダルサラーム国
ニュートン・F・クレンショー	前日本イーライリリー株式会社代表執行役社長	アメリカ合衆国
ペーター・ハリー・カールステンセン	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州首相	ドイツ連邦共和国
劉桂香	前中国国際旅行社日本法人会長	中華人民共和国
角田嘉宏	兵庫県国際交流協会友の会会長	神戸市中央区
農林水産功勞（18名）		
浅井信年	兵庫県花卉協会副会長	養父市
足立宏幸	兵庫県養蜂振興会理事	丹波市
上羅堯己	みのり農業協同組合代表理事組合長	三木市
江本發彦	前新田井堰土地改良区理事長	豊岡市
喜多太見男	兵庫南農業協同組合代表理事組合長	加古川市
小堀治一	兵庫県酪農農業協同組合連合会理事	小野市
杉原智	前播磨町農業委員会会長	加古郡播磨町
長尾昭盛	兵庫県果樹研究会理事	赤穂市
中川利春	元大日川土地改良区副理事長	南あわじ市
藤本光彦	今田町土地改良区理事長	篠山市
三木久和	前兵庫県農業協同組合中央会専務理事	加古川市
水埜恵	加古川西土地改良区理事長	加古川市
山端規美夫	明石市農業委員会会長	明石市
小西正治	富島漁業協同組合代表理事組合長	淡路市
谷水尚道	丹波ひかみ森林組合代表理事組合長	丹波市
中島寛治	中はりま森林組合代表理事組合長	神崎郡神河町
中田勝	津名漁業協同組合代表理事組合長	淡路市
毛利義行	元神戸木材協同組合理事長	神戸市須磨区
食品流通功勞（6名）		
小田正人	神戸生鮮食品商業協同組合理事	西宮市
川崎隆一郎	兵庫県パン商工組合専務理事	神戸市長田区
高嶋良平	兵庫県漬物事業協同組合理事長	神戸市東灘区
佃恒義	神戸中央青果卸売協同組合副理事長	神戸市兵庫区
松下彰夫	神戸海産物卸協同組合副理事長	神戸市兵庫区
三宅英明	兵庫県米穀小売商業組合副理事長	神戸市中央区
環境功勞（6名）		
竹重勳	東播磨地域地球温暖化防止活動推進連絡会代表	明石市
畠山恵子	水辺に学ぶプロジェクト代表	加古川市

花野 晃 一	国立公園成ヶ島を美しくする会会長	洲本市
松井 光 利	ブナを植える会顧問	神戸市東灘区
宮田 和 男	兵庫県自然保護指導員	朝来市
盛谷 浩	南但馬の自然を考える会代表	養父市

土木建設功勞（6名）

内山 恭 昌	兵庫県測量設計業協会理事	加西市
戎 眞 琴	兵庫県建設業協会理事	神戸市東灘区
加島 賢 一	兵庫県建設業協会理事	西宮市
葉坂 年 弘	兵庫県建設業協会理事	淡路市
平尾 博 之	兵庫県建設業協会常任理事	加東市
藤岡 功 一	兵庫県管工事業協同組合連合会理事	伊丹市

まちづくり功勞（7名）

池澤 文 雄	兵庫県建築士事務所協会理事	神戸市東灘区
大久保 弘	兵庫県屋外広告美術協同組合理事長	神戸市北区
大西 教 博	兵庫県造園緑化組合連合会理事	神戸市西区
柴田 勝 文	兵庫県宅地建物取引業協会常任理事	西宮市
武本 尚	元全日本不動産協会兵庫県本部理事	相生市
長谷川 豊 文	兵庫県不動産鑑定士協会会長	たつの市
松尾 信 明	兵庫県宅地建物取引業協会常任理事	神戸市東灘区

地域安全功勞（5名）

犬塚 豊	飾磨防犯協会常任理事	姫路市
福井 千 尋	前コミュニティすえなり会長	宝塚市
古田 孝 雄	伊丹交通安全協会会長	尼崎市
三木 祥 平	揖龍防犯協会理事	たつの市
森川 正 興	葺合交通安全協会会長	芦屋市

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
鉱物の掘採事業	A2178	平成25年3月17日	神戸市西区	神戸県民局	平成24年4月20日

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年6月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
災害対応総合情報ネットワークシステムに関する運營業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課防災情報室 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日

- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 随意契約に係る契約金額
40,119,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) J R姫路駅NKビル
所在地 姫路市駅前町188番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ジェイアール西日本不動産開発株式会社
代表者の氏名 近 藤 隆 士
住所 尼崎市潮江一丁目1番60号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年1月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
13,172平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
212台
 - (2) 駐輪場の収容台数
193台
 - (3) 荷さばき施設の面積
120平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
57立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
未定	午前7時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
平成24年5月21日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成24年6月8日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成24年10月9日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 (仮称) ドン・キホーテ姫路白浜店
 - 所在地 姫路市白浜町字沖新浜571—58ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称 株式会社ヤマダ電機
 - 代表者の氏名 山田昇
 - 住所 群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 株式会社ヤマダ電機
 - 代表者の氏名 山田昇
 - 住所 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
 - イ 変更後
 - 名称 株式会社ヤマダ電機
 - 代表者の氏名 山田昇
 - 住所 群馬県高崎市栄町1番1号
 - (2) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 - テックランド姫路白浜店
 - イ 変更後
 - (仮称) ドン・キホーテ姫路白浜店
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 株式会社ヤマダ電機

代表者の氏名 山 田 昇

住所 群馬県高崎市栄町1-1

イ 変更後

名称 株式会社ドン・キホーテ

代表者の氏名 成 沢 潤 治

住所 東京都目黒区青葉台2-19-10

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

イ 変更後

24時間

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時45分から午後9時15分まで

イ 変更後

24時間

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前9時から午後9時まで

イ 変更後

午前4時から午後10時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成20年7月1日

(2) 大規模小売店舗の名称

平成24年5月17日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年5月17日

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成24年6月22日

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成24年6月22日

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成24年6月22日

5 届出年月日

平成24年5月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年6月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年10月9日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



平成25年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施

兵庫県立農業大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第34号）第8条第1項の規定により、平成25年度兵庫県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成24年6月8日

兵庫県立農業大学校長 武久正篤

1 募集人員及び募集方法

(1) 募集人員 40名

(2) 募集方法

ア 推薦入学試験

イ 一般入学試験（前期、後期）

(3) 課程

ア 農産園芸課程

イ 畜産課程

出願時に農産園芸課程、畜産課程のいずれかを選択する。

2 教育期間

2箇年（全寮制）

3 入学試験

(1) 推薦入学試験

ア 試験日時

平成24年11月6日（火）午前9時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256—4

兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

(ア) 筆記試験（小論文）

(イ) 面接試験

エ 受験資格

次の条件を満たす者

(ア) 本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、25歳未満（平成25年4月1日現在）の者で、次のいずれかに該当する者であること。

a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は平成25年3月卒業見込みの者

b 知事が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(イ) 次の条件を満たし、当該受験者の高等学校長（以下「高等学校長」という。）が責任を持って推薦できる者で、かつ県民局農林（水産）振興事務所農業改良普及センター所長（以下「農業改良普及センター所長」という。）が適格と認める者であること。

a 本県農業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立農業大学校（以下「本校」という。）卒業後農業後継者を志し、地域社会のリーダーとして活躍しようとする者

b 本校を専願する者

c 学業成績は、調査書の評価平均で3.0以上の者

オ 受験手続

(ア) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、200円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(イ) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は平成24年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

a 入学願書

b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のもの

を貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の住所・氏名を記載し、80円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。

f 添付書類

(a) 高等学校長の推薦書

(b) 農業改良普及センター所長の意見書（住所地を管轄する農業改良普及センター所長が作成し、厳封したものであること。）

(g) 提出期間

平成24年10月9日（火）から同月24日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後1時10分までを除く。）。郵送の場合は、平成24年10月24日（水）必着とする。

(h) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校教務課

カ 合格発表

平成24年11月7日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校教務課

電話（0790）47-1551

(2) 一般入学試験（前期）

ア 試験日時

平成24年12月18日（火）午前9時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験

a 国語（古文及び漢文を除く。）

b 数学Ⅰ＋A

(8) 面接試験

エ 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、25歳未満（平成25年4月1日現在）の者で、次のいずれかに該当する者であること。

(7) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は平成25年3月卒業見込みの者

(8) 知事が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、200円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(8) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は平成24年11月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

a 入学願書

b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のもの

を貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の住所・氏名を記載し、80円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当調査書を提出できない者は、当該試験の成績証明書をもって調査書に代える。

(7) 提出期間

平成24年11月22日（木）から同年12月5日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後1時10分までを除く。）。郵送の場合は、平成24年12月5日（水）必着とする。

(2) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校教務課

カ 合格発表

平成24年12月19日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校教務課
電話（0790）47-1551

(3) 一般入学試験（後期）

ア 試験日時

平成25年3月12日（火）午前9時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256-4
兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験

- a 国語（古文及び漢文を除く。）
- b 数学Ⅰ＋A

(8) 面接試験

エ 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、25歳未満（平成25年4月1日現在）の者で、次のいずれかに該当する者であること。

- (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は平成25年3月卒業見込みの者
- (8) 知事が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、200円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(8) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は平成25年2月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

- a 入学願書
- b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の住所・氏名を記載し、80円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当調査書を提出できない者は、当該試験の成績証明書をもって調査書に代える。

(f) 提出期間

平成25年2月19日（火）から同年3月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後1時10分までを除く。）。郵送の場合は、平成25年3月1日（金）必着とする。

(g) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校教務課

カ 合格発表

平成25年3月13日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校教務課

電話（0790）47-1551